

就労B型受注拡大ステーション事業業務委託に係る
企画提案競技実施要項

就労B型受注拡大ステーション事業業務委託に係る企画提案競技の実施については、この実施要項に定めるとおりとする。

この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務の内容

委託業務の内容は別添「就労B型受注拡大ステーション事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託料上限

21,006,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(1) 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査会での審査及び契約締結が可能となる。見積額が上限額を超えた場合は審査自体を行わない。

(2) 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。

(3) この金額は本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※ 消費税及び地方消費税率10%時の金額

4 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(9)までに掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 埼玉県内に事務所等を置く者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。

(5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (8) 本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。
- (9) その他談合等の不正行為が一切ないこと。

5 スケジュール

令和8年3月 2日（月）	企画提案競技実施要領等掲載 質問の受付開始
令和8年3月 4日（水）午後3時	質問の受付締切
令和8年3月 6日（金）午後5時	質問への回答
令和8年3月10日（火）午後5時	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和8年3月12日（木）正午	企画提案書等の提出期限
令和8年3月23日（月）午後2時	委託先候補者選定委員会の実施
令和8年3月下旬	選定結果の通知

6 質問事項の受付

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和8年3月4日（水）午後3時

(2) 受付方法

ア 提出書類

質問書（様式1）

イ 提出方法

（ア）電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。

（イ）電話による質問には応じない。

ウ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当宛

電子メールアドレス a3300-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3556

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、埼玉県公式ホームページ（本実施要項を掲載したホームページ）で公開する。

ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

ア 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

イ 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に

密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

ウ 質問内容によっては回答しない場合がある。

(4) 回答日時

令和8年3月6日（金）午後5時

7 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ企画提案競技参加希望書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

ア 提出書類

就労B型受注拡大ステーション事業業務委託に係る企画提案競技参加希望書
（様式2）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。

ウ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当宛

電子メールアドレス a3300-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3556

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類（データ可）を提出すること。

ア 企画提案書

仕様書に基づき作成すること。

なお、企画提案書の体裁は任意とするが、A4判横として提出すること。

イ 事業進行予定表（様式3）

事業の開始準備から全ての事業が完了するまでのスケジュールについて、作業項目ごとに示した事業進行予定表を作成する。

ウ 委託料の見積書

(ア) 「3 委託料上限」に掲げる上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で作成し、その合算額（委託料の総額）を明記すること。（様式任意）

(イ) 経費内訳表も併せて作成すること。なお、経費内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全ての単価を計上すること。

(ウ) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、会社印、代表者印は不要とする。

エ 法人等の概要が分かるもの

法人等の概要（様式4）及び事業内容のパンフレット等

オ 「4 参加資格」（1）から（9）のいずれにも該当する旨の誓約書（様式5）

（2）企画提案書等の提出方法

ア 提出方法

電子メール

イ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当

a3300-03@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年3月12日（木）正午必着

エ その他

（ア）企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

（エ）企画提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

（3）企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

なお、企画提案書の作成に当たっては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記述すること。また、仕様書の内容に加え、独自に提案した部分が分かるように記述すること。

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを記述すること。

特に、仕様書「4 事業の概要等（2）事業概要」で示した4つの事業をどのように連動・連携させて本業務を推進していくかを記述すること。

イ 目標値

仕様書に記載した数値を参考にして定めた各業務の目標値を定めること。

ウ 実施体制

本業務を実施するために必要な人員体制、連絡調整体制、企業や個人等に関する情報の管理及び法令順守の体制、事故があった場合等の危機管理対応、苦情処理方法などの体制について、具体的に提案すること。

エ 業務の実施方法

（ア）共同受注窓口の設置

仕様書に示した本業務の目標を達成するため、共同受注窓口の基本的な運営方針を簡潔かつ具体的に記述すること。

特に、発注依頼の受付から受注先の選定、仲介までの業務フローを記述する

こと。

(イ) 専門家派遣

個々の課題の特性に応じた計画的かつきめ細やかな支援を実施するに当たっての基本的な考え方、派遣する専門家の具体的なイメージを記述すること。

(ウ) 販売戦略・生産効率向上研修会

仕様書に示した研修内容等と研修受講対象者のニーズを踏まえつつ、時流に沿ったテーマや支援対象事業所の目標に合ったテーマを提案すること。

(エ) 販路確保支援

仕様書に示した本業務の目標を達成するため、基本的な考え方、具体的な取組を記述すること。

特に、販路開拓等を行う働きかけ先について、選定の考え方、具体的な戦略を示すこと。

(オ) 広報

独自の広報手段も含めた広報計画を記述すること。

提案に当たっては、利用可能な広報媒体を列挙するなど、具体的で実現可能性のあるものとする。

(カ) その他（追加提案等）

上記（ア）から（オ）の項目以外で、事業効果を高めるための追加提案等がある場合は提案すること。

9 委託先候補者の選定

委託先候補者の選定に当たっては、「就労B型受注拡大ステーション事業業務委託に係る委託先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提案内容を総合的に審査し、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

10 選定委員会の開催

(1) 日程等

令和8年3月23日（月）午後2時

詳細については、企画提案書等を提出した者に文書等で連絡する。

(2) 内容

「8 企画提案書等の提出（1）提出書類」で示した書類に基づく企画提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

(3) プレゼンテーション時間

1者当たり30分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。

(4) 審査項目

審査項目はおおむね次のとおりとする。

ア 基本方針・目標値

- ・目標達成に向けた基本方針は適切か
- ・各業務の目標値は適切か

イ 運営・実施体制

- ・各業務の運営・管理体制は的確か
- ・各業務を一体的に実施できる連携体制となっているか
- ・個人情報への取扱いや危機管理体制は的確か

ウ 実施方法

- ・各業務を実施するに当たっての基本的な考え方、実施内容・方法等は適切か
- ・提案内容は実現可能なものとなっているか
- ・業務の年間スケジュールは妥当か

エ その他

- ・事業内容に対して見積額は適正か

(5) 選定結果の通知

企画提案書等を提出した者に対し、令和8年3月下旬に文書等で通知する。

なお、審査及び審査結果についての問合せには応じない。

1 1 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約を締結する。
- (2) 委託先候補者と協議が整わないとき、契約締結までの間に委託先候補者に事故等があり委託先候補者としての資格要件を失ったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになったときは、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費に係る減額があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画案協議に要した費用を県に請求することはできない。

- (5) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

1 2 契約保証金

上記1 1により県と合意に達した委託先候補者（受託予定者）は、埼玉県財務規則第8 1条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること

と。ただし、上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

1.3 企画提案者等の情報公開

委託先候補者選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。

1.4 その他留意事項

以下の場合には契約締結ができないことがある。

- (1) 令和8年度の歳入歳出予算案が議決されなかったときは、歳入歳出予算の当該事業費に係る減額があったとき又は予算議決時に附帯決議が付された場合
- (2) 予算執行について、何らかの条件が付された場合